

生徒心得

1. 服装・容儀

- (1) 服装・容儀は清潔かつ端正に保ち、学校生活にふさわしいものとする。過度に華やかな装飾や不適切な着こなしは避け、本校生としての品位を重んじること。
- (2) 生徒は制服を着用すること。
 - ① 学生服は黒の詰襟学生服上下（標準服）に校章入り金ボタン付きとする。ただし上着は学校指定の白カッターシャツも可とする。
 - ② セーラー服は紺色でスカートまたはスラックスを着用し、こげ茶色のネクタイ（三角型）をつけるものとする。スカート丈は膝にかかる長さとする。ただし上着は学校指定のブラウスも可とする。指定のカーディガンは年間を通して着用することができる。
- (3) 校内では本校指定の内ばきをはくこと。
- (4) 頭髪は公序良俗に反しない範囲で、学校・保護者・地域が認めるものであること。パーマ、エクステ（付け毛）、毛染めなどの加工は禁止する。
- (5) 化粧、マニキュア、ピアス、指輪、ネックレスなどアクセサリーの着用は禁止する。

2. 学校生活

- (1) 登校 8時20分までに教室に入ること。
- (2) 遅刻した場合は、生徒指導課発行の遅刻者票を持参の上入室すること。
- (3) バイク通学は禁止する。（電動キックボード含む）
自転車通学者は必ず「自転車防犯登録」を行うこと。（登録を行った際の防犯登録番号は、本校自転車置き場での管理で必要となります。）
- (4) 部活動終了時刻は原則18時30分とし、19時完全下校とする。土日祝日は原則17時完全下校とする。
- (5) 始業から放課までの途中外出は認めない。やむをえない事情のある場合は担任に申し出て外出許可証をもらって外出すること。
- (6) 常に校舎内外の美化に留意し、各自の分担の清掃責任を果たすこと。
- (7) 登下校に際しては、交通ルール・マナーを遵守し、自分や他者の安全を確保すること。特に、自転車での右側通行（逆走）、一時不停止、

並進走行、スマートフォン・イヤホンを使用しながらの運転、信号無視、傘さし運転、二人乗りは禁止する。

- (8) 学校生活に不要なものを所持してはならない。
- (9) 考査及び答案返却時において不正行為をしてはならない。
- (10) 礼儀は正しく、品性を疑われるような服装・態度・行動はつつしむこと。
- (11) 携帯電話やスマートフォンについては、校舎内ではつねに電源を切ることとし、使用を禁止する。校舎外でも、始業から放課までは使用を禁止する。(ただし、放課後は連絡のみ可)

3. 校外生活

- (1) 交通道徳をよくわきまえ、他に迷惑を及ぼさないように心がけること。公共交通機関を利用する場合はその乗降、待合に留意し機関の円滑な運営に協力すること。
- (2) 自動車、バイク等の免許取得は原則として禁止する。なお自動車、バイク等の免許取得は学校長の許可が必要である。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。

4. 届出、願出、提出物等

- (1) 転学、退学、復学、休学をする場合はその理由を担当に申し出て所定の用紙をもって、学校長に願書を提出すること。
- (2) 住所変更、改名改姓、あるいは保証人変更の場合は所定の用紙をもって保護者等、保証人署名の上学校長に届け出ること。
- (3) 下宿をする場合は、所定用紙をもって保護者等署名の上、許可願を提出すること。
- (4) 卒業前に就業する場合は、所定の用紙をもって事前に許可願を提出すること。
- (5) 在学証明書、通学証明書、乗車割引券等の交付をうける場合は所定の用紙をもって交付願を提出のこと。乗車割引券の交付は制限されている。またその転用は厳禁されている。
- (6) 掲示物を掲示する場合は責任者・団体名を明示し、生徒会課の許可をうけ、掲示期間終了とともに撤去すること。
- (7) 印刷物を発行、配布する場合は事前に学校の承認をうけること。
- (8) 金銭、物品を募集しようとする場合は事前に学校の承認をうけること。

- (9) 学校の施設や備品等を特別に使用する場合は所定の用紙をもって関係教師の許可をうけること。
- (10) 所持品にはすべて記名し、紛失した場合はすぐに担任または生徒指導課に届け出ること。拾得物の届出についてもまた同じ。

5. 本校代表者の資格

本校代表者として対外的活動に参加する者は次の事項に該当しないことを原則とする。

- (1) 学業に特に努力を必要とする者
- (2) 健康上支障があると認められる者
- (3) 素行上望ましくないと認められる者
- (4) その他学校において適当と認められない者